平成２７年（フ）第８５号
愛知県田原市中山町宇須畑13番地
債務者　藤村　啓子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月31日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４２８号
東京都調布市飛田給２―34―８飛田給荘207号室、住民票上の住所東京都八王子市大塚662番地４
債務者　那須多佳子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１号
熊本県八代市日置町214番地１
債務者　田中　俊助
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月３日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第４５０号
東京都八王子市四谷町771番地２トランキル梓Ａ102号
債務者　金本源一こと　趙　　亨九
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
愛知県田原市石神町西沖田26番地
債務者　伊藤　眞琴
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８６号
愛知県新城市稲木71番地12
債務者　林　　龍二
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第８９号
愛知県豊橋市植田町字中屋敷14番地、従前の住所三重県四日市市芝田１丁目９番29号　リブレット―203
債務者　浦川　幹人
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３９４号
東京都昭島市松原町５丁目８番25―105号
債務者　福永　祐司（旧姓南雲）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４５８号
東京都町田市金井１丁目18番14号丸尾方
債務者　藤巻　直美
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４６２号
東京都八王子市石川町1999番地５若葉荘５号
債務者　栗崎　　優
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２３８号
静岡県磐田市国府台22番地10
債務者　鈴木えり子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５３８号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3060番地８、開始決定時の住所千葉県我孫子市つくし野７丁目１番８号　201号つくしのハイツ
破産者　坂上信太郎
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６２号
千葉県松戸市千駄堀1447番地の１　八柱ハイツ201号
破産者　鶴岡　　清
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９号
千葉県流山市向小金２丁目560番地の１　シャネルコートミキ311
破産者　飯島　恵史
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９２号
千葉県野田市尾崎815番地の21　ファミーユ川間103
破産者　萩原　好一
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９５号
千葉県松戸市五香５丁目８番地の１
破産者　池田　康祖
1　決定年月日　平成27年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部